

第4回むつ市総合教育会議議事録

開催日時: 平成 28 年 2 月 8 日 (13:00~14:15)

開催場所: むつ市役所 大会議室A

出席者: 宮 下 宗一郎 市長
高 瀬 厚太郎 教育委員長
宮 浦 雅 子 教育委員
村 中 一 文 教育委員
納 谷 順 子 教育委員
遠 島 進 教育長

事務局 古 川 教育部長
寺 島 政策推進監
畑 中 理事図書館長事務取扱
阿 部 副理事学校教育課長事務取扱
木 村 副理事生涯学習課長事務取扱
金 浜 脇野沢公民館長
櫻 井 図書館総括主幹
澤 田 中央公民館長補佐

柳 谷 民生部長
樋 山 民生部市民スポーツ課長
牧 野 むつ市体育協会会長

高 橋 総務政策部政策推進課主事
高 杉 教育委員会事務局総務課長
澁 田 教育委員会事務局総務課主幹

1. 市長海外訪問報告

事務局： これより、第4回むつ市総合教育会議を始めさせていただきます。

司会は、宮下市長にお願いいたします。

宮下市長： それでは、始めに少しお話をさせていただきます。

昨年末に台湾、先月の上旬にジュニア大使派遣団の団長としてアメリカ合衆国ポートエンジェルズ市を訪問してまいりましたので、当地の学校教育の現状も含め、概況を御紹介いたします。

まず台湾の様子ですが、陽明中学校の会議室に入る前に、玄関で熱烈な歓迎を受けました。生徒がたくさん集まってくれて、全国でも一番といわれる吹奏楽部の演奏を聴かせてもらいました。

会議室では、形式的なやりとりでしたが、日本に関係したポスターを作ってくれたり、日本を意識したプレゼンテーションをしてくださいました。

私も色々とお話をさせていただきましたけれども、校長先生からは、22年間交流が続いていることについての謝意、それから、今後ぜひ続けていきたいというお話があり、人材という意味では、やはり台湾も、外を意識してグローバル人材の育成を目指しているということ、ついでに国を支える人材の育成に主眼を置いた教育を行っているということがありました。何件か市内の中学校を訪問していますけれども、ひと昔前の日本のように、子どもたちが生き生きとしているのが印象的でした。

日本語の授業では、簡単な日本語ですが非常によく勉強していて、自分の名前を漢字、ひらがなで書いたりしていました。

私に関心を持ったのが、音楽の教育が熱心で、胡弓など中国の伝統的な楽器を授業で使っていて、演奏も非常にレベルが高いと感じました。

英語の授業では、オーストラリア人のALTがオールイングリッシュで行っています。授業ではクリスマスの飾りや人形を作る工程を英語で説明しながら作業する、そういったことをやっていました。極めてレベルが高い

ということではありませんが、「話す」ことについては、日本の子どもたちに比べて訓練されているのかなと思います。

学校は視察だけでしたが、高雄市の教育長とは様々な意見交換をさせていただきました。

むつ市でどんなことが問題になっているか、と聞かれ、学校で取組んでいるのははじめの問題です、と答えたところ、台湾でははじめについては深刻な問題にはなっていないということでした。また、義務教育が12年であること、学校は生徒の興味関心分野に応じた進学を心がけていること、地方と都市部の教育格差については、地方から一流大学への推薦制度を設けていて、国がサポートする仕組みがあること、また地方の生徒は意欲が旺盛なので、最終的な格差はそんなにはないのではないかということでした。

台湾の親の考え方については、以前は一流大学進学ばかりを考えていたが、現在は専門学校に通わせて社会に通用するスキルを身につけることも重要だ、という風潮もあるということです。

留学の話も聞きましたが、アメリカが最も人気があって、次にヨーロッパ。日本は、留学という意味では、それほど関心が高い方ではないということですが、それでも4,000人ぐらいは留学しているようです。

もうひとつは、ポートエンジェルズ（以下PA）ですが、校内放送がLANで各教室に配信されていて、私たちもそれに参加させていただき、自己紹介などをしました。このような形で、ICTをうまく活用して勉強している姿が見られました。ほぼひとりに一台のPCとスマートボード(電子黒板)を操作して授業をしていました。その点は大きな違いがあると感じました。

成績の管理もすべてコンピュータで管理しています。保護者は、自宅のPCからパスワード設定をしてアクセスすると、現在の学習の進捗度がわかるようになっている。つまり、日本のように学期末に通信簿を楽しみにしている、という状況ではなくて、現時点で子どもがどのぐらいできているかというのが瞬時に分かるシステムになっています。これは、非常に画期的だと思うし、ひとりひとりの進捗を測るうえでは優れた仕組みだと思いましたが、日本も、お金の部分も含めてそういっ

たところも勉強していかなければならないと思いました。

PAのチャックリスク校長先生、コンピュータサイエンスのロブ先生と意見交換をしました。PA側のジュニア大使プログラムの見方というのは、生徒が本格的な異文化に触れる機会はまずないので、日本人が来ること自体が珍しいし、日本文化に触れることが珍しいから、非常に有意義だと思っている。金銭的な負担は大きいですが、受け入れは継続的にやっていきたいと思っているということです。

学校の課題について聞かれましたが、学力と、いじめ、これは最近の話ではありませんが全世界でそうだろうというお話があって、PAではどうかと尋ねたら、家庭の貧困、55パーセントの子どもが政府の補助を受けているそうです。

そしてもうひとつ、驚いたのがドラッグです。アメリカでコロラド州とワシントン州だけだと思いましたが、たばこと同じようにマリファナが購入できます。ですから、たばこと同じように子どもたちにまで広がってきていることが問題だという話をしていました。

確かに、街をみるとドラッグストアがあるし、ホームレスが多いのはびっくりしました。ですから、少しずつこういう街にも薬物の法規制等があるのかなと感じます。

これは、我々も注視していかなければならない部分だと感じました。

それから今日のテーマでもありますが、スポーツの話を聞いてみたところ、これは教育長以下教育委員会の方々6名との話ですが、部活動というのは基本的にはない、地域がクラブ活動としてやっている。それは先生がやっても、一般の方がやってもいいということになっていて、「中体連」のようなものではなくて、地域のリーグに所属していて、全国大会もないし、あっても州のリーグに参加するかどうかということを言っていました。

そして、全ての生徒は無償で参加することはあり得なくて、スポーツクラブに行く場合はお金を払って行くということです。

日本の話をしたら、学校が部活動として無料でやっているということに非常に驚いていました。

教育委員会の仕組みですが、委員が6名、任期が4年で、会議は常に公開されている。

そしてその場で意見聴取をする仕組みもある、公聴会のようなイメージかと思います。

以上が、年末年始の教育関係の学校訪問ですが、御質問等はございますか。

高瀬教育委員長： ドラッグということと銃の問題は、アメリカの現実ではどうなんでしょう。

宮下市長： 銃の問題は、もう産業化していますので、どうにもならない。私が向こうに行って感じたのは、都会はあまり関係ありませんが、ちょっと地方に出れば、派出所・警察署から30分、1時間かかる家がたくさんあります。そうすると、何かあったときは自分の身は自分で守るという発想になるので、アメリカの憲法には「武装する権利」があって、その中で銃を持つことが認められている。

それを完全に放棄するという事は、おそらくこの先もできないと思います。オバマ大統領が言っている規制も、銃を購入する際の規制を強め、誰が持っているか明らかにしようとするもので、できてもおそらくそこまで、それでもかなりの抵抗はあると考えます。

もうひとつは、マリファナについてですが、色々なことが言われていますが、ひとつは産業としてとらえ始めている。健康被害の面でも、ある意味タバコの方が被害が大きいという説もあるので、タバコがよくてなぜマリファナがダメなのか、という議論をアメリカではずっとしている。結局、吸える場所には人が集まります。行って楽しんで帰ってくる、という交流人口の拡大に繋がっているという産業の面があるので、非常に難しいことだと思うし、現在認められているワシントン州が、今後放棄するのは難しいと思います。このことが底辺にまで広がってくると、非常に深刻な問題になってくると思うし、PAはそうならないと思いますが、しっかり注視していかなければならないと思います。そのような話を、先生方は言っていました。

2.議事

宮下市長： それでは、次第に沿って会議を進めます。

始めに、前回の会議で議論した「学校教育の充実について」のまとめを、事務局から説明してください。

事務局（阿部学校教育課長）： それでは、御説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1 ページに大綱に載せる文案があります。そして、2 ページは、その文案を補足する文章を共に掲載してあります。

前回の会議では、活発な議論をいただき、ありがとうございました。ひとりひとりを大切にする教育、あるいは地域とのつながりを深めてほしい、そして互いに高め合う教育環境の整備に努めてもらいたい等の提言を受けまして、大綱の案を作成いたしました。

すでに御一読いただいていることと思いますので、簡単にお話しさせていただきたいと思います。

教育全般に関しましては、義務教育が、社会的自立の基礎をしっかりと培うことが大切であると考えておりますし、ひとりひとりが持つ可能性を伸ばすために、最大限努力したいと考えております。

次に2点目、特別支援教育に関しては、教育的ニーズにより、きめ細かな配慮に基づいた教育を全校体制で行う、ということのポイントとしてとらえています。

3点目は、全般的なことになりますが、小中一貫教育を中核として、これまでと同様の教育施策の実現に取り組んでいきたいと考えています。また、幼児教育から高等教育までを見通した、発達段階に即した体系的な教育、これは、高等教育機関の見学あるいはそれに類した施設の利用等を含んでいます。

最後の段落は、ふるさとへの愛着と誇りを持たせる教育に努めると共に、キャリア教育の充実は今以上に取組んで、グローバル人材の育成に努めたいという決意を記載してあります。

最終行には、前回の会議でも確認していただきましたとおり、具体的な施策に関しては、「むつ市教育プランによるものとする」としてあります。

大綱の性質上、全てを網羅するものではありませんので、目標管理はプランによるとい

うことで集約させていただきました。

以上です。

宮下市長： 前回の議論を踏まえてということでもありますので、これは大綱の文章全体ができあがったときにもう一度皆様にチェックいただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、今日の本題に進んでいきたいと思えます。

議題の2つめですが、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（樋山市民スポーツ課長）： 御説明をいたします。

資料は、長期総合計画に定めた主要計画に対してどのような施策、事業を行っているかをまとめたものです。

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る主要計画として、まず「スポーツ・レクリエーション活動の推進」①スポーツ・レクリエーション団体の育成と活動支援、その中でむつ市体育協会の活動支援を行います。

むつ市体育協会は31のスポーツ競技団体を統轄する組織で、スポーツの普及振興に努めていただいておりますが、その協会の行う事業に対しまして補助金交付による支援の他、市民体育大会等を共同で行っております。

次に、むつ市スポーツ少年団活動支援ですが、スポーツ少年団はスポーツによる青少年の健全育成を目的に活動を行っている団体で、むつ市スポーツ少年団は23団体694名の団員と143名の指導者が加盟しております。スポーツ大会の開催にかかる経費や、県大会等の参加にかかる経費を補助して、支援を行っております。

次に、青森県民駅伝競走大会むつ市実行委員会活動支援ということで、県民の一体感を盛り上げ活力ある県政の発展とスポーツ振興を図ることを目的に、毎年開催されている大会ですが、実行委員会を組織し、むつ市チームの編成から大会参加までの支援を行っております。

次に、学校体育施設開放事業の実施によるスポーツ活動支援ということで、ク

ラブチームやスポーツ愛好者等の活動を支援するために、教育活動に支障のない範囲で学校体育館を使用させていただき、行っています。直近では、平成27年度で104団体1,437名の方々に御利用いただいております。

次に、各種大会開催支援ですが、高等学校体育連盟やスポーツ競技団体が主催する県大会や東北大会に対して、補助金を交付し、運営補助を行っております。

次に②スポーツの推進に関する計画の策定ですが、これは、「むつ市スポーツ推進計画」と「むつ市スポーツ施設整備計画」を平成26年3月に策定しております。資料に、スポーツ推進計画とスポーツ施設整備計画のリーフレットを添付しております。

スポーツ推進計画の概要を御説明いたします。

計画は6章の構成となっております、1章は計画策定の目的、2章は現状分析のうえ課題を整理し、3章において目指すべき方向性、4章では目標に向けた施策、5章には施策の中で重点的に取り組む「重点プロジェクト」5項目を掲げ、6章には計画の推進体制や計画の見直しについて記載しております。

次に、スポーツ施設整備計画の全体像ですが、5章の構成となっております、多くの市民がスポーツ施設の整備を望んでおりまして、効率的・効果的な整備のあり方が求められております。それぞれの施設を「拠点施設」及び「地域施設」と位置づけまして、地域的なバランスを考慮した計画としております。

また、平成25年11月末から使用できなくなった旧むつ市民体育館につきましましては、新たな体育館を総合体育館という形で拠点施設として位置づけ、整備を図って行くこととし、スケジュールは短期において基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計としております。

スポーツ指導者の養成についてですが、スポーツ基本法におきましてはスポーツ推進に係る体制整備について定められておりまして、むつ市スポーツ推進委員として34名委嘱しております。ス

ポーツ推進委員委は、各種研修会に参加いただき、市民体育大会などの市が行うスポーツ事業で活躍していただいております。

2点目はむつ市スポーツ少年団認定員資格取得のための支援ですが、スポーツ少年団登録におきましては、指導者である認定員の資格を有する者の登録が必要でありまして、この資格取得のための講習会に係る受講料を補助することで支援を行っております。

次に②指導者、団体等のデータバンク整備、初心者対象のスポーツ教室の開催ということで、スポーツ団体等の登録については生涯学習課で行っていますが、スポーツ団体等の一覧でお知らせしております。市民スポーツ教室については、毎年春と夏に分けて初心者対象のスポーツ教室をむつ市体育協会に委任して実施しております。

次に③生涯スポーツ教室の開催については、子どもたちがトップアスリートとふれあえる機会を提供するため、サッカー教室と野球教室を開催しております。

「スポーツ・レクリエーション施設の整備」についてですが、体育施設の計画的な整備ということで、1点目の新体育館の整備については、今年度基本構想・基本計画を策定することとして、現在作業を進めております。

2点目の各種体育施設の計画的な整備・充実については、既存のスポーツ施設については計画的な修繕等に努めておりますが、今年度はむつ運動公園陸上競技場の第2種公認継続のため所要の整備を行ったほか、釜臥山スキー場のリフト修繕等を行っております。

以上が主要計画に沿った事業内容となります。

次に、課題としてとらえている事項についてです。

「スポーツ・レクリエーション活動の推進」については、むつ市体育協会の組織力強化ということで、現在各種事業の実施に努めていただいておりますが、事務局体制が少人数であり、事業実施が難し

い部分も生じております。このことから、人員増等の体制整備を含めた組織力強化を図り、さらなる事業展開によりスポーツ人口の拡大につなげていくことが望まれます。

2点目のむつ市スポーツ少年団に加盟している各団の指導者育成支援については、スポーツ少年団の指導者である認定員について、平成27年度から各団の登録者の増員が必要となりましたので、対策を講じる必要があります。

次にスポーツ指導者の養成についてですが、スポーツ推進委員として任命しておりますが、さらに活動の場を広げて、各種研修により身につけた知識・技術を活かしてスポーツ推進事業の展開を図っていく必要があると考えています。

次に、スポーツ教室の開催について、現在行っているプロ選手によるスポーツ教室の継続と、むつ市出身のアスリート等によるスポーツ教室の実現を図り、子どもたちが直接トップアスリートとふれあうことが望まれます。

次に、スポーツ・レクリエーション施設の整備については、不足しているスポーツ活動の場として、新体育館の早期建設が必要であると考えています。また、老朽化がみられる施設の整備も必要であると考えます。

今後の方向性について、1点目、むつ市体育協会については、組織力を活かし、様々な事業展開によりスポーツ人口の拡大に努めていただきたいと思います。

2点目のむつ市スポーツ少年団については、事務局を体育協会の所属として、事業実施の多様化、加盟する団への指導者派遣が円滑に進むような環境整備を図っていきたいと考えています。

3点目、スポーツ推進計画ですが、市民がスポーツに親しみ、生きがいくくり、健康づくりが実現できるよう、計画で設定した基本目標に従って進めていきたいと考えています。

4点目、スポーツ指導者の養成については、スポーツ推進委員としての資質向上を図り、スポーツコーディネーターと

して、学校やスポーツ団体の要請に応じて指導・調整ができるようにしたいと考えています。

5点目、スポーツ施設整備については、新体育館について基本計画案で建設までのスケジュールを示していますが、平成28年度には基本設計を予定しておりますので、早期建設に向けて取り組みます。

最後に、既存施設について、市の全ての公共施設について、今後計画的な整備・管理を行っていくために、公共施設等総合管理計画を策定予定ですので、計画に沿った整備に努めます。

以上で説明を終わります。

宮下市長： ありがとうございます。

様々説明していただきました。

少し整理をすると、まず、総合教育会議の目的は、むつ市教育大綱をつくる、ということですので、この大綱をつくるに当たって必要な事項というと、今後の方向性のところだと思います。

当然、それに当たっては今までどういう計画があって、どういう課題があるのかということをしっかり見極めなければならないということはあるわけですが、それに加えて、なかなかこの分野について普段から考えているかということ、そうでもない部分もあろうかと思いますが、委員の皆さんの現状認識、課題そして今後どうあるべきか、ということについて、今の説明、あるいは皆さんの経験を踏まえ、お聞かせいただきたいと思います。

まず、遠島教育長からお願いします。

遠島教育長： 今の説明の中で、少しお聞きしたい部分があります。

小学校の運動部活動についてですが、小学校ではほとんど学校が設置主体となってやっています。そうでない地域が大畑地区ですが、この地域でやっているものを「スポーツ少年団」と認識していますが、今の説明を聞くと、小学校の運動部活動全てがスポーツ少年団ということでしょうか。

事務局（樋山市民スポーツ課長）： スポーツ少年団組織については、さきほど、現在 23 団体と御説明いたしましたが、その内学校の運動部活動がスポーツ少年団に加盟している団が 11 団あります。

その他の 12 団については学校単位ではなく、地域の方々に組織されたものです。

実際、小学校の部活動で各種目ありますが、スポーツ少年団の大会もありまして、その大会に参加するためには少年団組織への加盟が必要になりますので、学校でも加盟して大会へ参加している状況です。

遠島教育長： ありがとうございます。大変よく分かりました。

私からは、学校教育におけるスポーツに関する課題についてお話しをさせていただきます。

小学校の運動部活動についてですが、2 点ほどあると思っています。

1 点目は、少子化による部員数の減少から、団体競技の存続が難しくなっている、ということです。

2 点目として、指導者、教員の高齢化等により指導者が不足している。これは、小学校は教員が男子 1 に対して女子 2 というような男女比になっていますので、教員の高齢化に伴ってこれまでどおりの運動部活動ができなくなるのではないかという危機感を持っています。

学校の教員が指導を担うことができないとなると、どのように考えるかという、外部コーチに頼むということになります。子どもたちの練習時間に合わせてコーチとして指導に来てくれる人材がなかなか得られない、ということがあります。

そういうことから、今後の方向性の中にもありますように、指導者の養成を図るということですので、この指導者の養成が進められて、学校へ外部指導者として入っていただける方が増えてくれることを願っています。

もう 1 点、部員が減る、指導者が不足する、ということになると、地域が設置者となる本来の意味でのスポーツ少年団への移行ということも求められてく

るのではないかと思います。そのためにもそれを指導してくれる指導者が必要です。このことから、今すぐ移行できる環境は整っていないのではないかとというのが現状ですので、学校教育に関わっては「指導者の養成」について、市を挙げて進めていただければありがたいと思います。

宮下市長： ありがとうございます。

宮浦委員、いかがでしょうか。

宮浦教育委員： スポーツについては若干苦手な分野ですが、年齢を重ねてきますと専門的にひとつのスポーツに取り組まなくても、健康のために身体を動かすこと、子どもの頃から運動をしていくことの重要性については、自分の身体のことを思いながら実感しています。

スポーツ少年団について、大畑は地域の有志が子どもたちを指導していることは、非常に頼もしく、またありがたいことだと思い、日頃から応援しています。

そういう地域の温かいまなざしの力はとても大きくて、専門的にどうかという深いところまでは分かりませんが、スポーツや集団で学ぶということの中で、地域の指導者が果たしてくれる役割、スポーツに関するものだけではなく、大きな力になっていると感じています。

宮下市長： ありがとうございます。

村中委員、いかがでしょうか。

村中教育委員： 個人的には綱引きとレガッタで活動していますが、子どもたちの話になるとあまりなじみがなくて、どのように考えればいいのかと、少し分からない部分があります。

ただ仕事柄、先生方の悩みを聞くことがありますが、クラブ活動をやりたくないという先生がいます。だいぶ精神的に疲れて来院する先生方ですけれども、クラブ活動はかなりの負担だと。自分が得意なスポーツならいいが、よく知らないけれども割り当てられてしまうし、どう指導していいか分からない。それでも責任は重くて、何かあれば非常に辛いこともあるのだらうと思います。通常の仕事

もある中で、非常に大変だという先生方の悩み事も聞くことがあります。

しかし、やりたくない先生はやらなくていい、という形になったらクラブ活動は成り立たなくなると思うし、今後どのように進めればいいのか、と感じています。

宮下市長： この話をしていくと、重要な論点であると思いますので、学校教育課から今の点について説明をいただきたいのですが。

つまり、今までの議論の中でも、教育長からお話しありましたとおり、指導者が不足している、それをスポーツ少年団という形を取って部活として先生方をお願いをしている。そうすると、現場の先生方にも負担がかかる。

本来は、部活も大事ですが勉強の方も大事だと、そのバランスをどう考えるのかということと、先生方の負担はどうなっていて、軽減するためにどのような方法があるのかというところを聞かせてください。

事務局（阿部学校教育課長）： まず、小学校と中学校の違いがありまして、小学校は運動部活動への参加は任意となっています。したがって、多くは4年生以上が参加しますが、全員参加ではありません。

中学校は、青森県の場合は全ての中学校が、全生徒に参加をさせています。

教職員の部活動に対する前提も小学校と中学校は異なっています。中学校は活動が前提となっています。小学校は、任意の活動である、というところから考えがスタートしています。

そして、小学校は先生方も全員顧問になっています。主顧問がいて、副顧問がいて、実は中学校も同様ですが、中学校は、全部の教員が毎日子どもたちの活動に立ち会うことが原則になっています。

小学校の場合は、負担を軽減するために、誰かひとりには必ず管理責任上立ち会い、主たる指導者から指導メニュー等をもって指導をする、そのような形で負担の軽減が図られています。

しかしながら、土曜日、日曜日等休日

の活動について、大会があれば子どもの引率の関係上、主顧問・副顧問両方が参加することは通例でもありますので、負担が少なくない状況であることは否めない事実です。

加えて、市内小学校教員の平均年齢が50歳を超えています。また、女性の割合が大きいという状況もあって、さらに、自身の体調、子どものこと、両親のこと等、様々な状況から活動の時間が制限されることもあります。

学校では、子どもたちの活動を最優先に考えて、誰かが必ずつけるような状況を、もし無理であれば部活動を集約して誰かひとりがつく、そのようなことを考えて対応しています。

しかし、これが中心となる対応でないことは自明ですので、先ほど教育長がおっしゃっていただきましたが、スポーツ少年団への移行、外部指導者の導入等に関しまして、広く色々な状況を勘案して道筋を探ることが、根幹となる解決策ではないかと思います。

宮下市長： その点で、聞いていて思ったことが二つあって、ひとつは、部活をやっている先生方にインセンティブはあるんですか。給与面とか。

もうひとつは、そもそも部活は全員がやらなければならないことなのでしょう。中学校では、みんながやっているからやる、というふうになると思います。が、考えてみれば高校では選択ですが。

事務局（阿部学校教育課長）： まず、1点目について、1時間600円の手当が支給されています。土曜日・日曜日等の活動になりますと、たとえば土曜日半日（4時間）活動して2,400円が支給される、ということになっています。また、大会に参加した場合には、1日でするので、活動時間に応じて支給されますが、決して十分な報酬に値するかといえば、そうではないと考えています。併せて、勤務に関しても、手当を受け取った場合には、代休はありません。

旅行命令で、仕事として出張した場合には代休が与えられますが、教員の職業上どうし

ても誰かが学級に入ることになりますので、多くは夏休み等長期の休業中に代休を取得する、という形になっています。

2点目について、全員やらなければならないかということについては、教職員の間でも当然議論があります。

現段階の考え方としては、運動部活動だけではなくて文化部の活動も、中学校では設けています。したがって、自分が何か興味を持つものがあれば、それに向かって継続して努力をしていく、そのような経験は、子どもたちの成長を考えると、大きなプラスになり得ると考えて、全ての生徒に部活動への参加を求めて、指導しています。

また、学校の中では異年齢集団活動、自主活動というものが、非常に大きく意味を持つものとされておりまして、部活動に参加するということは、自動的にこの二つが満たされるということになります。

したがって、教育的価値を考えた時には、決して低くない成果があると考えています。

宮下市長： わかりました。

議論を元に戻して、納谷委員、今回の課題、方向性等で気付いた点があればお願いします。

納谷教育委員： 私は、現在子どもが部活動に参加していますので、学校の先生方、顧問の先生方に、親としてプレッシャーを与えている一員だと思っているので、子どもたちに心身共に強くなってほしいという願いが、親にはありますので、無言のプレッシャーをかけているかもしれない。

仕事柄、他の子どもたちの話を聞く機会もありますが、指導者養成のことですが、中学校の指導をしている先生方の、応急処置等の講習は、現在されているのでしょうか。

事務局（阿部学校教育課長）： 公的には、応急処置等の講座等は設けられておりません。

納谷教育委員： 最近、夏には熱中症で脱水症状を起こして搬送されることがあって、そのた

びに学校で水分補給の話や、熱中症の対策について、個人的にはするのですが、そういうことを指導者に向けての講習もやっていただきたいと思っています。

宮下市長： ありがとうございます。

最後に、高瀬委員長お願いいたします。

高瀬教育委員長： 先ほどから、学校でのスポーツに関しての今後について議論がありましたが、ひとつは「管理」ということが出てきました。

これについては、今般、国の法律で「学校保健法」が「学校保健安全法」というふうに変りました。納谷委員からもありましたが、「安全」という面も取り上げられるようになりました。競技のレベルを上げる指導だけではなくて、安全管理の面も脚光を浴びてきています。

ですから、そういう意味では競技レベルを上げるということだけではなくて、管理体制もしっかりやってほしいと思います。

もうひとつは、2年前になりますが、青森市で青森・長野・沖縄の健康寿命サミットが開催されまして、2回目が沖縄、3回目が今年は長野で開催されますが、健康関連指数というデータから、長野が最も長寿県で、青森県が最下位で短命県、その中の一つの要因として挙げられているのが、スポーツをする人の割合です。これは、平成23年度のデータですが、長野県が全国で9位、青森県は平均寿命と同様、男女とも最下位です。

もちろん、生活習慣病といいますがと飲酒・喫煙・肥満が要因として挙げられますが、スポーツについても実は隠れた要因の一つなのです。

今日の資料5ページの「むつ市における現状と課題第2章」で、運動習慣のことが書いてありますが、やはり、子どもの頃から成人まで、全て運動不足、それが短命県に大きく関わっているということが、データではっきりしています。

ですから、そのことも加えて、競技人口を増やすということだけではなくて、宮浦委員からもありましたが、身体を動かす機会を増やす、ジョギングなどお金のかからない方法もありますので。

ただ、それを指導する人がいない。

指導者育成については、子どもたちだけではなくて成人に対する取り組みも必要であると考えます。

宮下市長： ありがとうございます。

本日の議論をまとめながら話をしたいのですが、まず、スポーツということで議論になりましたが、あくまでも「スポーツ」というのは、色々な意味で手段であって、おそらく目的ではないのではないか、と思います。もちろんスポーツ自体を職業にする人もいるし、そういう人材を育てるといふ部分もあるかもしれませんが、広くむつ市が使う「スポーツ」という意味では、手段であろうと。

では、目的は何かということと二つあって、ひとつは「健康づくり」、もうひとつは「教育」。それで、健康づくりのところは、宮浦委員のお話のとおり、小さい頃から運動するということがひとつと、それから、高瀬委員長がおっしゃった健康寿命ということで、大人になってからもスポーツする人の割合をどうやって増やして、我々の大きな目標である短命県返上につなげていくのか、ということがあります。

もうひとつが「教育」ということでありますけれども、今日は、小学校、中学校と分けて議論しました。私が思うのは、教育長が最初にお話ししていただきましたが、子どものスポーツする機会が奪われるような状況があってはならないのではないかと思います。

ですから、たとえば子どもの人数が少なくなって野球部がないけれども野球したい子どもはどうするのか、これは直ちに解決する問題ではありませんが、そういったところも課題として我々がとらえておく。その部分で指導者のところは、教育長と宮浦委員からありますが、すでに「今後の方向性」等に書いてありますけれども、どうやって育成していくのかというのは大きな課題であるし、それは学校だけの問題ではなくて、地域としてどうやっていくのか、ということが

あると思います。

さらに言えば、本質的な問題として学校教育の部分で言えば、村中委員から御指摘がありましたとおり、先生方の負担をどう考えるのかと、私は、おそらくそれが子どもたちへもかなり影響する問題だと思いますので、インセンティブも含め、部活をやるのかやらないのかということも、やるという方針だということはいいと思いますけれども、そういったことも今後しっかり考えていかなければいけないと思っています。

それから、私の意見ですけれども、アウトカム指標というか、目標がなければいけないのではないかと、これは、今日のスポーツだけではなくて、今までの議論全体そうなのですが、政策大綱にどこまで目的を数字として盛り込むか、という議論はありますけれども、今日の最初の「学校教育」の部分は教育プランで施策の具体化を示すということですので、そちらで目標が示されるかもしれませんが、そういうアウトカム指標が最初にイメージできていて、それを達成するための大綱であるべきだと考えていますので、ただ単に言葉で指導者育成する、ということではなくて、いつまでに、どういう指導者を、どういう形で育成していくのかということまで、しっかりと教育委員会の方で議論していただいて、それを踏まえた形での大綱でこういう記述をするというふうに仕上げたいと思います。

これは、全ての分野でそうだと思いますけれども、その点については、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、最後に、体育館と書いていますが、体育館というとスポーツ機能だけだと思われがちなので、「体育館」ではなく「アリーナ」と呼ぼうと思っています。スポーツ、防災機能、見本市、プロスポーツの興業等、スポーツ人口の拡大ということでの施設として位置づけたいと思っていますので、御報告になりますが、皆さんにも是非ともそのように認識いただきたいと思います。

今日は、体育協会から牧野先生がいら

してくださいましたので、今日の議論を踏まえて、何かひと言いただきたいのですが。

牧野体育協会会長： 総合教育会議、ということで、地教行法の改正により会議の設置及び大綱の策定が義務づけられた、ということですが、拝聴させていただきありがとうございます。

体育協会に関する御支援、御指導について、この場をお借りして御礼申し上げます。

ただ今、市民スポーツ課長から説明ありましたが、基本的には同様に感じてはおりますが、小学校の部活動等についてお話しがありました。

私個人的には、日本の教育の中で問題になるのは、学習指導要領の中に、伝統的に部活動を入れてしまったところがいいのか、ということで、これを変えることが日本の教育を大きく変えることになる、教員の多忙化も軽減できると思いますので、そこを変えないうちに、誰かに指導を任せることが果たしているかどうか、ということです。

小学校における部活動、中学校でもそうなのですが、学習指導要領にやりなさいと書いてあるわけです。

そうしますと、部活動の指導分が給料の中に入っているわけです。果たしてそれを簡単に外部に出していいのかという問題があります。教員の高齢化があってできないから外部の人に、というのは昔からの話ですが、それでいいかというところ、これは国全体で考えていかないと、永遠に解決しない問題だろうと思っていますので、教育委員会、あるいは県もそうですし、こぞって、このままでいいのか、と考えてほしい。

この部活動の指導がなかなかできないということが、精神的に負担感、疲労感を与えているのではないかと感じておりました。

この指導をどこにやらせるか、という観点で議論しましたが、根本はそのあたりにあるのかなと思っています。

体育協会は、今2,800名在籍しており

ます。スポーツ少年団を入れますとおおよそ3,600名になりますが、むつ市民60,000人だとすると16人に1人は関わっているわけです。

いずれにしても、関わっている方々は仕事をいったん終えてからやっている。有志が集まって、自分たちでお金を出し合って遠征に行ったりしています。年間むつ市だけでも大きな大会が300回、他地域での大会も入れると600回ほどになるだろうと思っています。それも全て自費で行くということになっています。民間団体ですから、自費でまかなうのが基本だと思っていますが、そういう人たちがスポーツ少年団の指導者にもなっているわけですから、自身の空いた時間でやっているということで、果たして子どもたちの安全、健康面を守れるのかということ、何かあれば誰が補償するのか、ということになるわけですので、簡単にはいえないと考えています。

我々はやはり、指導される側もする側も安全を確保しなければならない、ということですから、その辺を十分に勘案して進めていかなければならないと考えています。

宮下市長： ありがとうございます。

先ほどのまとめの中で言い忘れましたが、納谷委員からいただいた子どものスポーツの安全確保、高瀬委員長からも同様に、管理の方法が変わったという御指摘がありましたので、課題と今後の方向性の中でそれについても入れるようにお願いします。

今、牧野会長からお話しをいただきましたが、体育協会も色々とお忙しいということで、体制もしっかりと整えて行かなければいけないという思いを抱きました。

本日は以上で終了いたします。
ありがとうございました。

